

建築コスト管理士の皆さんへ

1. 建築コスト管理士登録の有効期限について

登録の有効期間は5年間です。有効期限満了前に更新講習の受講することにより更新の登録ができます。更新講習の時期や手続きは別途ご案内いたします。

2. 変更等の届出について

次に該当する場合には、届出を行って下さい。

- ① 登録申請書の記載事項に変更を生じた場合(氏名に変更のある場合は、戸籍抄本等添付)
- ② 成年被後見人又は被補佐人の宣告を受けた場合
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ④ 建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた場合
- ⑤ 破産者で復権を得ない場合
- ⑥ 死亡又は失踪宣言を受けた事実が判明した場合(戸籍法による届出義務者)

※①で住所、氏名、勤務先等の届出を怠りますと更新講習の案内書及び登録関係の書類がお手元に届かなくなるばかりか、場合によっては登録を抹消されてしまいますのでご注意下さい。(郵便又はFAXでも可)

3. 登録証の再交付について

次に該当する場合には、登録証を再交付いたしますので申請をして下さい。

なお、ご自身の責任において処分して下さい。

- ① 登録証の記載事項に変更があった場合(例:氏名の変更等)
- ② 登録証を汚損した場合
- ③ 登録証を失った場合

※再交付申請書に必要事項を記入・同封の上、封筒の{表}に「登録証再交付請求」と朱書きした**現金書留**で、下記協会本部迄。**【手数料は、1,300円/税・送料込】**

合わせて顔写真(縦3cm×横2.5cm)をお送りください。

4. 登録証明書の発行について

登録していることの証明が必要な方は、「**建築コスト管理士登録証明書**」(A4版)を発行いたします。

※申請書に必要事項を記入・同封の上、封筒の{表}に「登録証明書請求」と朱書きした**現金書留**で、下記協会本部迄。**【手数料は、650円/税・送料込】**

5. 届出書式について

届出書式は、添付様式に倣って下さい。

届
出
先

公益社団法人 日本建築積算協会 本部事務局
〒105-0014 東京都港区芝 3-16-12 サンライズ三田
TEL:03-3453-9591 FAX:03-3453-9597

建 築 コ ス ト 管 理 士 登 録 事 項 変 更 届		
登録番号		
氏 名		
生年月日	年	月 日 生
変 更 事 項	住 所 (・)・ 勤務先 (・)・ 所属先 (・)・ 氏 名	
	新
	旧
	
	
	
変更年月日	年	月 日

※該当する事項を○印で囲んで下さい

建築コスト管理士
登録証再交付申請書

年 月 日

公益社団法人日本建築積算協会会長殿

申請者 住 所.....

氏 名

(自署の場合は押印不要)

下記のとおり「建築コスト管理士登録証」の再交付を申請します。

記

登録番号

氏 名

生年月日 年 月 日生

再交付の
理 由

※事務局用（下記は記入しないで下さい）

受付		発行			検査		印刷	
----	--	----	--	--	----	--	----	--

建築コスト管理士 登録証明書申請書

年 月 日

公益社団法人日本建築積算協会会長殿

申請者 住所

氏 名

(自署の場合は押印不要)

下記のとおり「建築コスト管理士登録証明書」の発行を申請します。

記

登録番号

氏 名

生年月日 年 月 日生

必要部数 部

使用用途 業務関係用 社内提出用 自己保存用

その他

※ 事務局用 (下記は記入しないで下さい)

受付		証番	第 号	発行	—
----	--	----	-----	----	---

第 号

建築コスト管理士登録証明書

登録番号 ○○○○○
氏 名
生年月日 ○○ 年 月 日
取得年月日 ○○ 年 月 日
登録年月日 ○○ 年 月 日
有効期限 ○○ 年 月 日

上記の者は、公益社団法人日本建築積算協会が実施している建築積算資格者認定事業により、建築コスト管理士として登録を受けていることを証明します。

○○ 年 月 日

公益社団法人 日本建築積算協会

会長 ○ ○ ○ ○ 公印

建築コスト管理士 再登録期間延長申請書

年 月 日

公益社団法人日本建築積算協会会長殿

申請者氏名
(自署の場合は押印不要)

私は下記の理由により、更新の登録の申請が行えません(行えませんでした)。そのため、再登録期間の延長をお願いいたします。

記

登録番号
 氏 名 生年月日 年 月 日
 住 所
 申請期間 自. 至.
 申請理由
 添付書類 証明書 (.....)

※ 事務局用 (下枠は記入しないで下さい)

有効期限：	基礎 S コード：	受講 S コード：
認 定 日：	認定解除予定日：	解除通知日：

建築コスト管理士 再登録期間延長通知書

登録番号

申請者 殿

年 月 日付で申請のあった「建築コスト管理士再登録期間延長」については、規程第 18 条 第 2 項第 号の規定により、次の条件を付けて認めます。

【条 件】

- 1 再登録期間 自. 年 月 日 至. 年 3 月 31 日
- 2 再登録期間延長の解除
 - ・次の場合は、再登録期間延長が解除されます。
 - ①再登録期間延長を申請した理由がなくなったとき
 - ②再登録期間延長内に実施される更新講習の課程を修了したとき
 - ③登録を抹消される事由が発生したとき
- 3 そ の 他
 - ・再登録期間延長の期限は自動継続されません。

年 月 日

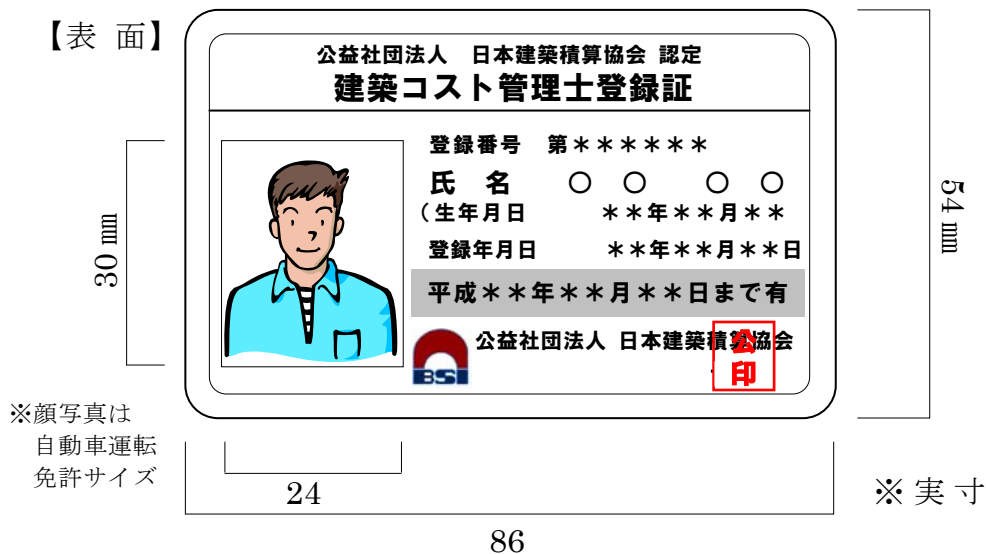
公益社団法人 日本建築積算協会
会 長 ○ ○ ○ ○

公印

建築コスト管理士登録証

建築コスト管理士認定事業に関する実施要領 第 38 条(登録証の交付)に基づく「登録証」の形態を下記のように、作成する。

【サンプル】



【裏面】

